

第168号

くらしのウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー2月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

「保険金が使える」と勧誘する

住宅の修理サービスに注意！

保険金を使って自己負担なしで住宅を修理しませんか？



保険金？



事例：訪問してきた業者に雨どいが壊れていることを指摘され「保険金を使えば自己負担は一切かからない。」と言われ契約したが、本当に自己負担がないのだろうか。

※消費者庁イラスト集より

- ・突然、業者から「保険金で自己負担なしに修理ができる。」などと勧誘されても、決して安易に契約しないでください。
- ・自己負担がないことを強調されても、実際は手数料や違約金を請求されることがあります。
- ・見積もりと違う工事をされたり、ずさんな修理内容というトラブルがあります。
- ・保険会社にうその理由で保険金請求が行われるケースがあります。
- ・保険会社に火災保険などの保険金の請求をする際は、必ず消費者自身が事実に基づいて請求しましょう。

(参考：国民生活センターHP)

消費生活関連

2月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です



- ・「電気代が安くなる。」と言われたが断った。
- ・保険のセールスの電話があつたが断った。
- ・「今お使いの電気料金をお安くするお知らせをしたい」と音声ガイダンスが流れた。
- ・「〇〇電力から大手電気会社への切り替えの案内です」と音声ガイダンスが流れた。
- ・「大手電力会社の新しい〇〇サービスに切り替えた場合の料金診断を行っています。」などと
言われたので断った。
- ・留守番電話に業者名が不明の電話があり, 着信の電話番号を調べたら太陽光関係だとわかった。
- ・「オーバーコートを買取りにまわっています, 集めに行きます。」と言われたが断った。
- ・「外壁, 軒天, 屋根などを塗装しないか, 修理はどうか。」との話だったが「予定が無い。」と言って断
った。

訪問販売

- ・「布団の綿の打ち直しをしないか。」と言われた。「羽毛布団を使用しているので綿の布団は無い。」
と断った。
- ・「シロアリ駆除をしないか。」と言われた。「他の業者に依頼して駆除済みだ。」と断った。

その他

- ・「無料の聖書レッスンのご案内」と書かれた宗教のチラシが郵便受けに入れられていた。「コロナ禍
で, 家で過ごす時間が多くなり, 自分磨きや新たなことを始めようと思っている方へ」と
言うチラシだった。
- ・コロナの影響か, 2月も穏やかに静かに過ぎた。勧誘の電話もなくてとても良かった。
- ・資源エネルギー庁から「悪質なセールストークに注意」と書かれたはがきが
送られて来た。電気の買い取り期間が満了していると書かれていた。



消費生活相談員からのコメント

平成28年4月, 電気の小売業への参入が全面自由化となりました。大手の電力会社と契約し
ていた消費者は, 新たに参入した小売業者を自由に選択し, 契約を切り替えることができるよう
になりました。ところが, 参入した小売業者などからの行き過ぎた勧誘等で消費者とトラブルにな
るケースもあり, 各地の消費生活センター等には, 電気の契約に関する相談が寄せられていま
す。中には検針票を見せたけなのに「勝手に電気の契約先を変更されていた」などの事例や,
大手電力会社だと思って信用して話を聞き, 何かの書類に記名した
けれど, 実際は違う業者だったなどということもあります。
勧誘を受けた際にはその場で回答せず, 十分に検討する
ことが肝心です。契約を切り替える必要が無い場合は, はっきりと
断りましょう。

(参考: 国民生活センターHP)



食品の品質表示

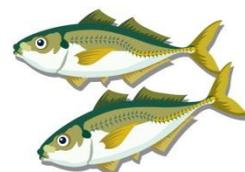
2月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈2月分〉

品目別	調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生 鮮 食 品	農産物	名称・産地	22	有	22	
				無	0	
	みかん	名称・産地	22	有	22	
				無	0	
	水産物	魚	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	鶏肉	名称・産地	22	有	22	
				無	0	
加工食品	ジャム	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	11	有	11	
				無	0	

◆報告

- ・緑黄色野菜はやや高値か、品薄だった。
- ・みかんは、いよかんやはっさくが出回っている。
- ・魚は切り身がほとんどだが、他県産の生さばが格安で売られていた。
- ・鳥インフルエンザの関係で鶏肉に影響が出るのではと思ったが、いつも通りの価格だった。
- ・産地の表記が値札シールに印字されていて小さく見えづらかった。



消費税の総額表示について

令和3年4月1日より、税込価格の表示(総額表示)が必要になります。平成25年10月に施行された「消費税転嫁対策特別措置法」の特例により、令和3年3月31日までは総額表示以外も認められていましたが、特別措置法の適用期限は令和3年3月31日までで、令和3年4月1日以降は総額表示が必要になります。事業者が消費者に対して行う価格表示が対象で、店頭不值札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも対象となります。

○・・・10780円(税込), 10780円(うち税980円), 9800円(税込10780円)

×・・・ 9800円(税抜), 9800円(本体価格), 9800円+税 ~財務省リーフレットより抜粋~

～編集後記～

春は学生、社会人が新たな生活をスタートさせる季節です。友人やSNSを通じて知り合った人から儲け話を持ちかけられたり、若者をターゲットに高額な契約をさせるために借金を勧められたりするという事例も少なくありません。社会経験が乏しい若者を狙い撃ちする、悪質な勧誘に注意が必要です。甘い言葉をうのみにせず、簡単に契約をしないようにしましょう。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



令和3年3月4日第3回大崎市消費生活ウォッチャー会議が開催されました。